

広島県告示第四百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十六年五月二十六日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年五月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道福山尾道線	尾道市美ノ郷町三成字浦嶋一六五〇番地先から 尾道市美ノ郷町三成字三成が丘二七一七番地先まで	平成二十六年五月二日